

# 第一種使用等（開放系）に係る 制度基盤整備に向けた検討

令和元年 8 月

# 遺伝子組換え藻類の開放系利用への期待／可能性の高まり

- ◆ 遺伝子組換え微細藻類によるバイオ燃料や医薬品原料等となる有用物質の生産に向けた様々な研究・開発が、産官学の協力等により行われている状況。

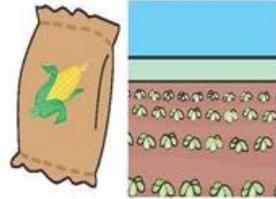
＜微細藻類に係る主な研究開発テーマ＞

- ✓ 付加価値の高い物質（バイオ燃料、医薬品／健康食品／化粧品等原料、工業用原料、養殖用飼料等）を生産する組換え微細藻類の開発
  - ✓ 効率の高い遺伝子組換え／ゲノム編集技術の開発
  - ✓ 生物学的封じ込め技術の開発
  - ✓ 経済性の高い／社会的課題の解決に資する大量培養技術の開発 等
- 各テーマでの研究・開発が進展、融合していくことで、微細藻類の開放系での大量培養による有用物質の生産を通じた経済・産業の発展、社会的課題の解決が進むことが期待される。
- ◆ カルタヘナ法規制執行の観点からは、遺伝子組換え微細藻類の第一種使用（開放系利用）に係る制度基盤整備が必要。
  - ◆ 特に生物多様性影響評価が課題であり、評価手法の具体化、審査・承認に係る知見の蓄積が必要。

# 国内における遺伝子組換え生物等の使用等に係る カルタヘナ法の規制措置概要

## 開放系での使用

### 【第一種使用】



- 食料や飼料としての運搬、農地での栽培など。
- 生物多様性への影響が生ずるおそれがないと承認されたものが使用できる。

■ 事業者が「**生物多様性影響評価書**」等とあわせて申請する「**第一種使用規程**」を**主務大臣が承認**。

■ **承認に当たっては、学識経験者の意見聴取、パブリックコメント手続き**を経る必要がある。

○ 主務官庁（「物」の所管官庁 + **環境省**）

|                          |              |
|--------------------------|--------------|
| 農林水産物、動物用医薬品等            | 農林水産省        |
| 医薬品・遺伝子治療に使用する生物等        | 厚生労働省        |
| 研究のための実験に使用する生物等         | 文部科学省        |
| 酒類の製造に使用する生物等            | 財務省          |
| <b>鉱工業品の生産過程で使用する生物等</b> | <b>経済産業省</b> |

➢ 経済産業省はこれまで申請受付実績なし。

➢ 今後、組換え微細藻類を活用した油脂・燃料等の生産、組換え微生物を活用したバイオレメディエーション等の申請の可能性がある。

## 閉鎖系での使用 （拡散防止措置下）

### 【第二種使用】



- 工場、実験室など。
- 環境中への拡散の防止措置を執った上で使用。

■ 省令で定める拡散防止措置を執って行う場合  
⇒ **大臣確認不要**

■ その他⇒ 拡散防止措置を**主務大臣が確認**。

■ 学識経験者の意見聴取やパブリックコメントは不要。

○ 主務官庁（「事業」の所管官庁）

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 施設内での品種改良等          | 農林水産省        |
| 医薬品製造での使用等          | 厚生労働省        |
| 研究室内での組換え実験等        | 文部科学省        |
| 酒類製造での使用等           | 財務省          |
| <b>工業用酵素、試薬の生産等</b> | <b>経済産業省</b> |

# 各省庁所管分野での遺伝子組換え生物の 主な第一種使用・第二種使用

| 使用目的 | 所管      | 第一種（開放系）   | 第二種（閉鎖系）  |  |
|------|---------|--|---|--|
| 研究開発 | 文部科学省   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐塩性ユーカリ</li> <li>● 複合病抵抗性イネ など<br/>(48件)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種試験開発</li> </ul>  |  |
| 産業利用 | 酒類製造    | 財務省  |   |  |
|      | 医薬品製造   | 厚生労働省  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 遺伝子治療用ウイルス など<br/>(複数件)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 疾患モデルマウス</li> <li>● 抗体産生微生物 など</li> </ul> |
|      | 農林水産・食品 | 農林水産省  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 除草剤耐性トウモロコシ</li> <li>● 除草剤耐性セイヨウナタネ</li> <li>● 害虫に強いダイズ</li> <li>● 青いバラ など<br/>(栽培可 140件)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 動物用医薬品 など</li> </ul>                      |
|      | 鉱工業     | 経済産業省  | <ul style="list-style-type: none"> <li>? 燃料生産</li> <li>? バイレメ</li> </ul><br>(0)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 酵素、試薬等産生微生物など</li> </ul>                  |

( ) 内は2019年5月末時点の承認件数

# 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (カルタヘナ法) の概要・構成

## 第一章 総則

- 目的 [1条] : 国際的に協力して生物の多様性の確保を図る為、**遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保。**
- 主務大臣による基本的事項の公表 [3条] : 遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する基本的な事項等を定め、これを公表。

## 第二章 国内における遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施

### 第一節：第一種使用等 [4～11条]

環境中への拡散を防止しないで行う使用等

- 新規の遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者(開発者、輸入者等)等は**事前に使用規程を定め、生物多様性影響評価書等を添付し、主務大臣の承認を受ける義務。**

### 第二節：第二種使用等 [12～15条]

環境中への拡散を防止しつつ行う使用等

- 施設の態様等**拡散防止措置が主務省令で定められている場合は、当該措置をとる義務。定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。**

第三節：生物検査（未承認遺伝子組換え生物等の輸入の有無を検査する仕組み） [16～24条]

第四節：情報の提供 [25、26条]

## 第三章 輸出に関する措置

- 輸出の際の相手国への情報提供等 [27～29条]

## 第四章 雑則、第五章 罰則

- 報告徴収・立ち入り検査等 [30～33条]、科学的知見の充実のための措置 [34条]、国民の意見の聴取 [35条]、主務大臣等・経過措置 [36,37条]、罰則 [38～48条]

# カルタヘナ法体系図

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書

カルタヘナ法  
(財、文、厚、農、経、環)

政令 (主務大臣政令、  
生物検査手数料政令)

## 第一種使用 (開放系)

基本的事項  
(6省共同告示)

施行規則  
(6省共同省令)

生物多様性  
影響評価実施要領<sup>1</sup>  
(6省共同告示)

## 第二種使用 (閉鎖系)

研究開発二種使用等  
拡散防止措置省令<sup>3</sup>  
(文、環)

産業二種使用等  
拡散防止措置省令<sup>2</sup>  
(経、厚、農、財、環)

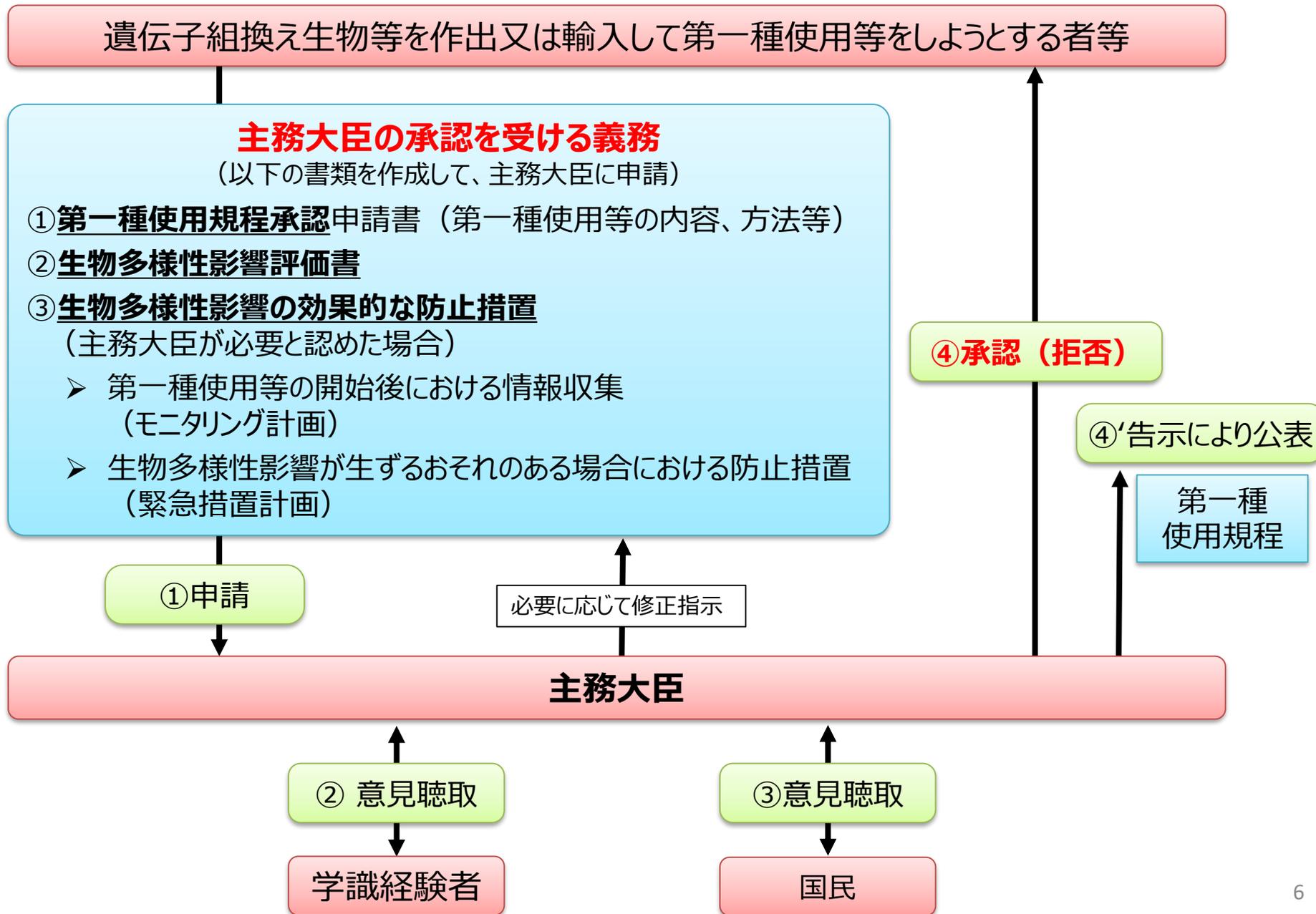
認定宿主ベクター系<sup>6</sup>  
告示 (文)

GILSP告示<sup>4</sup>  
(経)

GILSP告示<sup>5</sup>  
(厚)

- 1) 遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領
- 2) 遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令
- 3) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令
- 4) 産業利用二種省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるGILSP遺伝子組換え微生物を定める件
- 5) 産業利用二種省令別表第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるGILSP遺伝子組換え微生物を定める件
- 6) 研究開発二種省令に基づき認定宿主ベクター系等を定める件

# 第一種使用等の大臣承認申請手続き（主な流れ）



# 第一種使用申請に必要な書類

## 【基本的事項 第一 1 (1) □】

**第一種使用規程の承認の申請に当たり申請書とともに提出する書類は、生物多様性影響評価書のほか、承認を受けようとする者による生物多様性影響の効果的な防止に資する措置（当該承認を受けようとする者による第一種使用等の開始後における情報収集及び生物多様性影響が生ずるおそれのある場合における生物多様性影響を防止するための措置を含む。（略）の内容を記載した書類とすること（主務大臣が必要と認める場合に限る。）。**



- ① **第一種使用規程承認申請書（施行規則で様式規定）**
- ② **生物多様性影響評価書（実施要領を告示で策定済み）**
- ③ **生物多様性影響の効果的な防止に資する措置の内容を記載した書類（主務大臣が必要と認める場合）**
  - **第一種使用等の開始後における情報収集（モニタリング計画）**
  - **生物多様性影響が生ずるおそれのある場合における防止措置（緊急措置計画）**

(略)部分：「(2)□③において同じ。」；審査時の承認基準（(2)□）の③においても、「生物多様性影響の効果的な防止に資する措置が確実に講じられるものであること」の言及があるが、この場合においても開始後における情報収集及び生物多様性影響防止措置を含むとの趣旨。

# 申請書様式

様式第1（第7条関係）

| 第一種使用規程承認申請書  |     |
|---|-----|
| 年 月 日   |     |
| 主務大臣 殿  | 氏名  |
| 申請者   | 住所  |
| 印   |     |
| 第一種使用規程について承認を受けたいので、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第4条第2項（同法第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。 |     |
| 遺伝子組換え生物等の種類の名称   | ( ) |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容   |     |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法   |     |

## 備考

- 1 申請者が法人の場合にあつては、「申請者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「申請者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 「申請者の氏名」及び「申請者の住所」については、法第9条第1項の承認を受けようとする場合であつて、当該承認を受けようとする者が本邦内に住所（法人にあつては、その主たる事務所）を有する者以外の方であるときは、国内管理人の氏名及び住所を記載すること。
- 3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 4 「遺伝子組換え生物等の種類の名称」については、当該遺伝子組換え生物等の宿主又は親生物の属する分類学上の種の名称及び当該遺伝子組換え生物等の特性等の情報を含めることにより、他の遺伝子組換え生物等と明確に区別できる名称とすること。また、開発者が付した識別記号及び国際機関において統一した識別記号が付されている場合にあつては当該記号を括弧内に記載すること。
- 5 「遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容」には、当該遺伝子組換え生物等について行う一連の使用等について、食用、飼料用その他の用に供するための使用（具体的な使用内容を記載）、栽培その他の育成（具体的な使用内容を記載）、加工、保管、運搬及び廃棄のうち該当する使用等を列記し、「及びこれらに付随する行為」と付記すること。
- 6 「遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法」には、当該遺伝子組換え生物等について、その使用等の方法又は場所若しくは期間を限定して生物多様性影響が生ずることを防止する場合には、それぞれ、使用等の方法、使用等を限定する場所の具体的な地域名若しくは施設の名称及び所在地又は使用等の期間を具体的に記載すること。
- 7 生物多様性影響評価書その他遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第6条に規定する書類を添付して提出すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

# 遺伝子組換え生物等の第一種使用等による 生物多様性影響評価実施要領（告示）の概要

## 1. 生物多様性影響の評価に当たり必要とされる情報（以下の情報を用いて評価を行う）

- ① **宿主又は宿主の属する分類学上の種に関する情報** ※①、②で下線を引いてある項目は、二種使用申請時には求めていないもの  
(1)分類学上の位置付け及び自然環境における分布状況、(2)使用等の歴史及び現状、(3)生理学的及び生態学的特性（基本的特性、生息又は生育可能な環境の条件、捕食性又は寄生性、繁殖又は増殖の様式、病原性、有害物質の産生性、その他の情報）
- ② **遺伝子組換え生物等の調製等に関する情報**  
(1)供与核酸に関する情報、(2)ベクターに関する情報、(3)遺伝子組換え生物等の調製方法、(4)細胞内に移入した核酸の存在状態及び当該核酸による形質発現の安定性、(5)遺伝子組換え生物等の検出及び識別の方法並びにそれらの感度及び信頼性、(6)宿主又は宿主の属する分類学上の種との相違
- ③ **遺伝子組換え生物等の使用等に関する情報**  
(1)使用等の内容、(2)使用等の方法、(3)承認を受けようとする者による第一種使用等の開始後における情報収集の方法、(4)生物多様性影響が生ずるおそれのある場合における生物多様性影響を防止するための措置、(5)実験室等での使用等又は第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等（原則として遺伝子組換え生物等の生活環又は世代時間に相応する適当な期間行われるものをいう。）の結果、(6)国外における使用等に関する情報  
※なお、(1)、(2)は第一種使用規程、(3)はモニタリング計画、(4)は緊急措置計画として、別途申請時に提出が求められている項目でもある。

## 2. 生物多様性影響の評価項目及び手順

※（1）①～⑤の各項目それぞれについて、（2）①～④の評価手順により生物多様性影響が生ずるおそれの有無等の判断を行う。

### （1）評価項目（微生物の場合）

- ①他の微生物を減少させる性質
- ②病原性
- ③有害物質の産生性
- ④核酸を水平伝達する性質
- ⑤その他の性質（間接的影響等）

### （2）評価手順

- ①影響を受ける可能性のある野生動植物の特定
- ②影響の具体的内容の評価
- ③影響の生じやすさの評価
- ④生物多様性影響が生ずるおそれの有無等の判断

## 3. 生物多様性影響の総合的な判断

◎それぞれの項目について、どのようなデータ・情報を計測・整理・記載したうえで、どういった論理構成で評価すれば生物多様性影響が生ずる恐れがないといえるのか、具体化する必要がある。

# 学識経験者への意見聴取

- ◆ 法第4条で、承認の申請があった場合には、第一種使用規程について、専門の学識経験者の意見を聴かなければならない旨規定。
- ◆ 施行規則第10条で、学識経験者の名簿を作成し、これを公表する旨規定。
- ◆ なお、基本的事項では、当該学識経験者は、①第一種使用等をする遺伝子組換え生物等の特性に関し知見を有する専門家及び②影響を受ける可能性のある生物、生態系等に関し知見を有する専門家から選定する旨規定。

## 【法律】

### 第4条

4 主務大臣は、第一項の承認の申請があった場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請に係る第一種使用規程について、生物多様性影響に関し専門の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

## 【施行規則】

（学識経験者からの意見聴取）

第九条 主務大臣は、法第四条第四項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次条の学識経験者の名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

（学識経験者の名簿）

第十条 主務大臣は、生物多様性影響に関し専門の学識経験を有する者を選定して、学識経験者の名簿を作成し、これを公表するものとする。

## 【基本的事項】

第一 1 （2）第一種使用規程の承認の審査

イ 学識経験者からの意見聴取

学識経験者については、第一種使用等をする遺伝子組換え生物等の特性に関し知見を有する専門家及び遺伝子組換え生物等の第一種使用等によって影響を受ける可能性のある生物、生態系等に関し知見を有する専門家から選定すること。

## (参考) バイオ利用評価ワーキンググループの審議事項

- バイオ利用評価ワーキンググループは、第3回バイオ小委員会開催時に以下の審議事項を扱うバイオ小委員会傘下のワーキンググループとして設置。

### <審議事項>

- ◆ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 **(カルタヘナ法) に基づく大臣承認申請、大臣確認申請等に関する適否について**
- ◆ 微生物によるバイオレメディエーション利用指針に基づいた実施計画書の申請書類の承認に関する適否について 等

### (留意点)

- ◆ 共管省庁である環境省との調整
- ◆ 学識経験者名簿の作成・公表
- ◆ ①第一種使用等をする遺伝子組換え生物等の特性に関し知見を有する専門家、②影響を受ける可能性のある生物、生態系等に関し知見を有する専門家の選定が必要

# その他の審査・承認にあたっての留意点

## 国民の意見の聴取

- ◆ 遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる生物多様性影響について国民各層の関心が高いことから、**主務大臣は、第一種使用規程の承認に当たって、第一種使用等の内容及び方法に応じ、国民に対し当該承認の申請に係る第一種使用規程等を公表し、それに対して提出された意見及び情報を考慮すること。**

＜基本的事項第一 (2) 八＞

## 第一種使用規程の承認に当たって考慮すべき事項

- ◆ 主務大臣は第一種使用規程の承認に当たって、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による**人の健康に対する影響を考慮する**（以下略。食品・飼料として使用する場合について規定）

＜基本的事項第一 (2) 二＞

## 秘密情報等に関する事項

- ◆ 国は、情報の提供及び国民の意見の聴取に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定に基づき、第一種使用規程の承認の申請をした者、使用等をする者等の**秘密情報（秘密として管理されている事業活動又は研究活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものをいう。）**等の提供は行わないこと。

＜基本的事項第三 3＞

# 第一種使用規程の承認の基準

第一種使用規程の承認の申請が次の①から③までのいずれにも適合しているときは、生物多様性影響が生ずるおそれがないものとして、**第一種使用規程の承認をするものとする。**

- ① 当該第一種使用規程が、**次のいずれかに該当**するものであること。
  - (イ) 生物多様性影響評価書及び学識経験者から聴取した意見の内容に照らし、当該第一種使用規程に従って第一種使用等をした場合に**影響を受ける可能性があると特定された野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められる遺伝子組換え生物等に係る第一種使用規程であること。**
  - (ロ) その宿主又は宿主の属する分類学上の種について**我が国での長期間の使用等の経験のある遺伝子組換え生物等であって、生物多様性影響評価書及び学識経験者から聴取した意見の内容に照らし、当該宿主又は宿主の属する分類学上の種と比較して、生物多様性に及ぼす影響の程度が高まっていないと認められるものに係る第一種使用規程であること。**
- ② 当該遺伝子組換え生物等の特性又はその第一種使用等の内容及び方法に応じ、**実験室等での使用等又は第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等を行うことにより、生物多様性影響を評価するための情報が得られていること。**
- ③ 当該遺伝子組換え生物等の特性又はその第一種使用等の内容及び方法に応じ、生物多様性影響の評価に際し勘案した**生物多様性影響の効果的な防止に資する措置が確実に講じられるものであること。**

参照：「基本的事項」 第一 (2)第一種使用規程の承認の審査 □ 第一種使用規程の承認の基準

# 適正使用にあたって配慮しなければならない基本的な事項

- ◆ 基本的事項で定められている以下についても改めて周知するとともに、申請書類にこれらについての情報を含めることも要検討。

## 1 他法令の遵守に関する事項

遺伝子組換え生物等の使用等を行う者は、法の規定によるほか、**人の健康の保護を図ることを目的とした法令等**予定される使用等に関連する他法令を遵守すること。

## 2 遺伝子組換え生物等の取扱いに係る体制の整備に関する事項

第一種使用規程（第一種使用等の場所を限定する等生物多様性影響を防止するために第一種使用等の方法を限定する場合に限る。4において同じ。）の承認を受けようとする者（略）は、遺伝子組換え生物等の使用等をする事業所等において生物多様性への影響を防止するための措置を適切に行うことができるよう、遺伝子組換え生物等の特性及び使用等の態様に応じ、**遺伝子組換え生物等の安全な取扱いについて検討する委員会等を設置し、第一種使用規程の承認（略）を受けるに当たり、あらかじめ遺伝子組換え生物等の安全な取扱いについての検討を行うとともに、遺伝子組換え生物等の取扱いについて経験を有する者の配置、遺伝子組換え生物等の取扱いに関する教育訓練、事故時における連絡体制の整備を行うよう努めること。**

## 3 情報の提供に関する事項

譲渡者等は、譲受者等に対し、主務省令で定められる情報を提供する際、遺伝子組換え生物等の性状等に応じて、**譲受者等が当該遺伝子組換え生物等を適切に取り扱うために提供することが望ましいと判断される情報を有する場合には、当該情報についても提供するよう努めること。**

## 4 記録の保管に関する事項

第一種使用規程の承認取得者（略）は、**使用等の態様、2の委員会等における検討結果、譲渡等に際して提供した又は提供を受けた情報等を記録し、保管するよう努めること。**

# 第一種（開放系）使用に係る制度基盤整備（必要な作業）

## 1. 申請受付・審査フローの検討 → 申請要領の策定

（主な検討課題）

- 基本的なフローの整理（※第一種使用は環境省との共管の為、第二種使用の審査とはフローが異なる）
- 「学識経験者からの意見聴取」と「バイオ利用評価WG」での審査との関係
- 申請の受付、事前相談体制
- NITEでの事前審査の必要性と実施要領の検討（チェックリストの策定）

## 2. 学識経験者の選定、名簿の作成・公表、意見聴取要領（会議体運営要領）の策定

## 3. 申請書等作成要領・マニュアルの策定

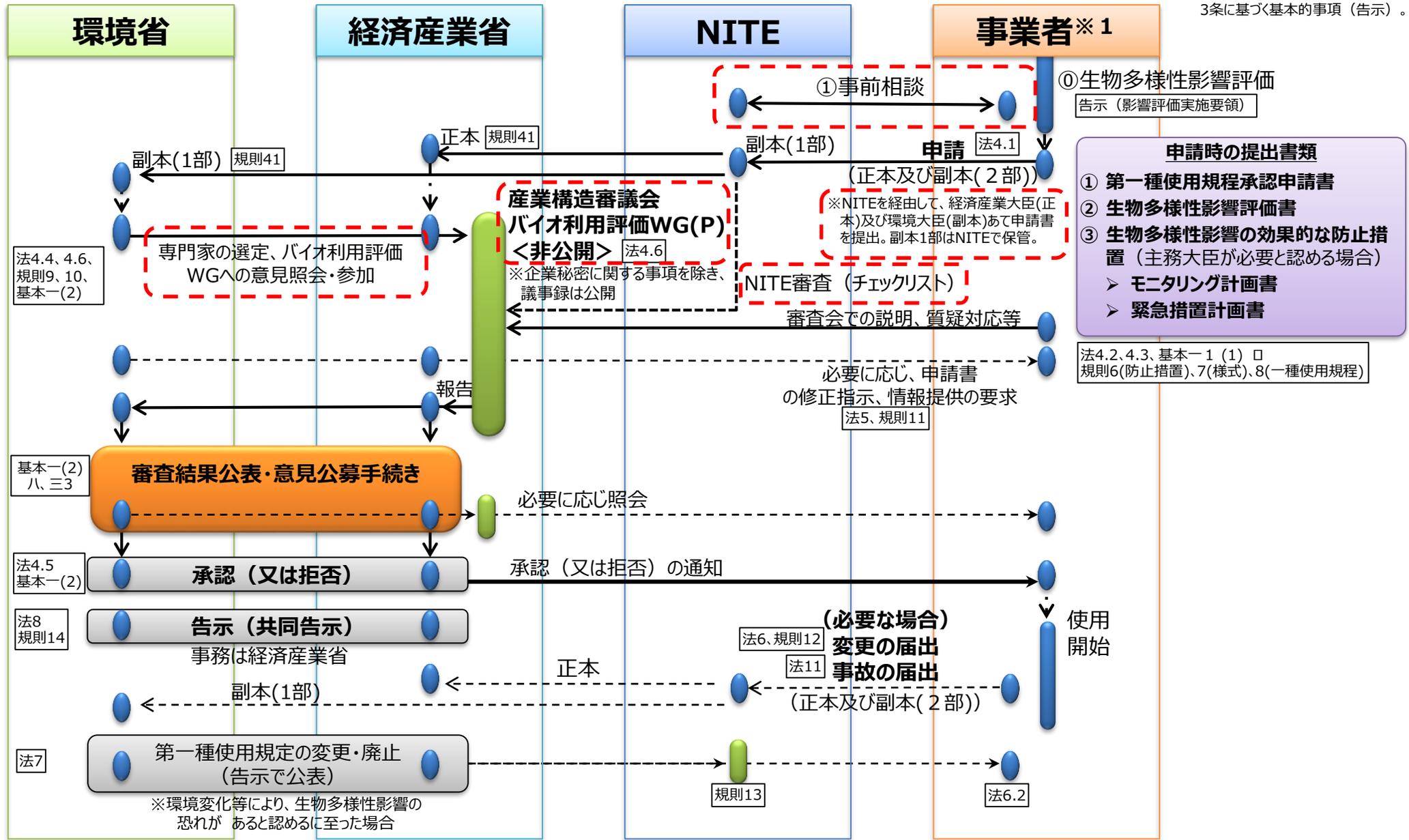
- ◆ 第一種使用規程作成要領
- ◆ 生物多様性影響評価実施手引き、評価書作成要領
- ◆ 生物多様性影響の効果的な防止措置に関する書類作成要領
  - 第一種使用等の開始後における情報収集（モニタリング計画）
  - 生物多様性影響が生ずるおそれのある場合における防止措置（緊急措置計画）

## 4. 第一種使用に係る留意点の整理

※ 3. 及び4. は、総論部分と各論部分（微細藻類、バイレメ）を整理して検討する必要あり。

# 【参考】申請受付・審査フロー（イメージ）

特に、検討・調整を要する事項。  
 □ 主な関連規定類。「規則」とあるのは施行規則、「基本」とあるのは、法第3条に基づく基本的事項（告示）。



※1 本邦への輸出者も第一種使用規定の承認を求めることが可能（9条）。  
 ※2 上記の他、生物多様性影響防止のための措置命令（10条）について法律で規定。

# NITEでの検討

(遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援体制整備事業)

## 現状課題

- ・生物多様性影響評価手法が定まっておらず、**事業者の産業利用に高い障壁がある。**
- ・第一種使用申請に備え、**知見を蓄積する必要がある。**

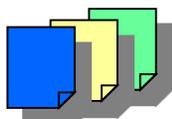
## 成果物

- ① **遺伝子組換え生物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る通知**を作成
- ② **生物多様性影響評価手法を構築するとともに申請書マニュアル**を作成
- ③ **カルタヘナ法第一種使用等の審査体制を整備し、適切に審査を実施**

## 目標

評価手法を明確にすることで**適切な審査と産業利用を促進**

### ①文献による調査



他の微生物を減少させる性質  
(競合性、交雑性等)  
病原性  
有害物質の産生性  
核酸を水平伝達する性質

### ②閉鎖系及び開放系実証実験を実施

(例) マウス急性経口毒性試験 水中生物影響試験



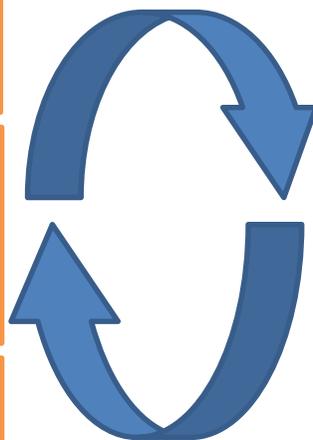
接種なし



50mg/Kg

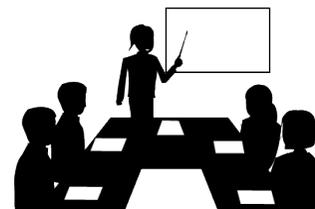


実験データの提供



フィードバック

### 検討委員会で意見を徴収



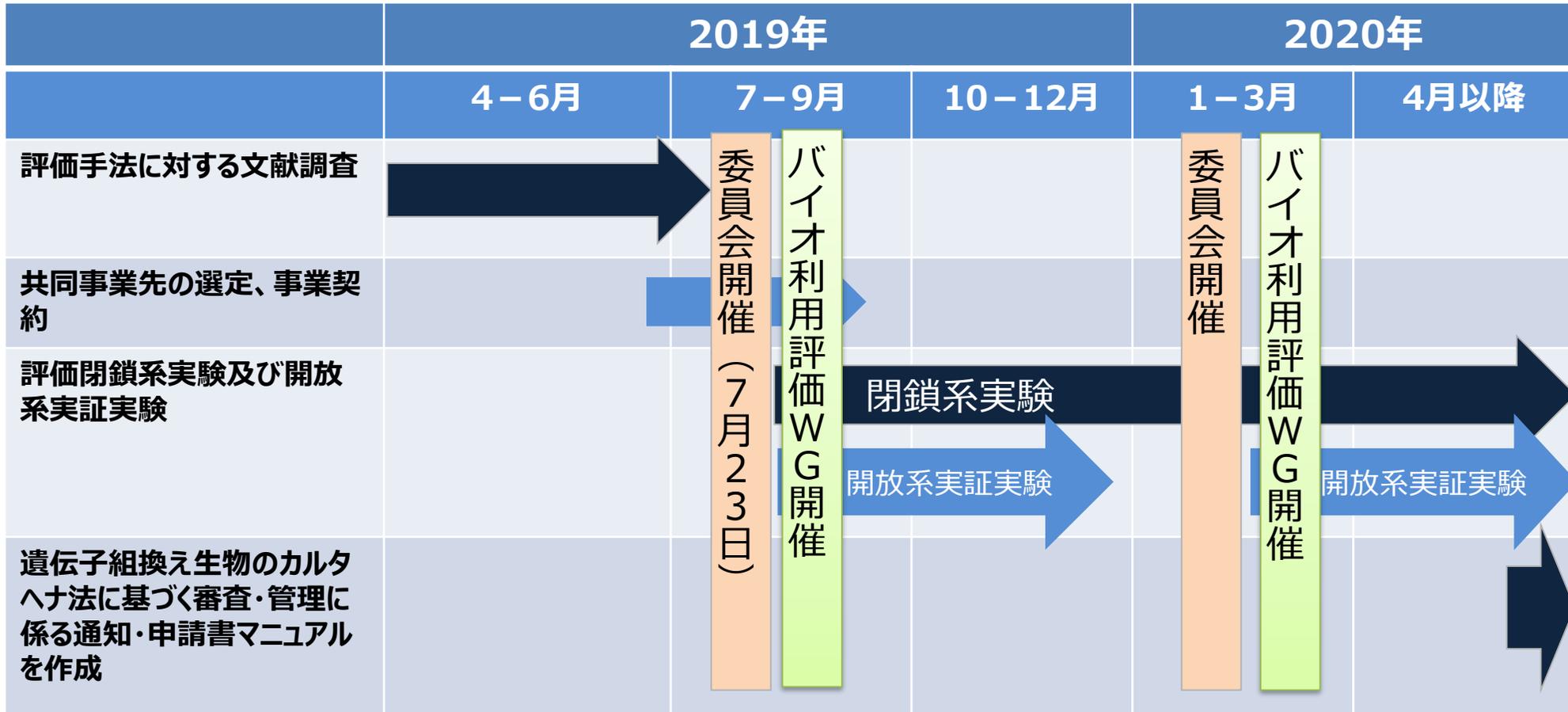
- ・評価手法への指導・助言
- ・生物多様性影響評価への指導・助言
- ・実験データに基づく考察等

### ③成果物となる文章の作成

- ・実験データのとりまとめ・公表
- ・申請書マニュアル等の作成
- ・審査体制整備

# NITEでの検討（今後のスケジュール）

- 3年で**1つの生物種の生物多様性影響評価手法**を検討
- まずは、**産業利用の可能性が高い微細藻類**から着手。その次は、嫌気性菌（バイレメ）を候補。
- 委員会は2～3回／年を想定



第1回委員会・・・生物多様性影響評価の概念や実験手法を議論

第2回委員会・・・実験に基づくデータを使って議論

次年度以降も同様